

## 生産緑地法：生産緑地地区の面積要件の引下げ

資料1

## 課題・背景

- 生産緑地地区を都市計画に定めるには、一団で $500\text{m}^2$ 以上の区域とする規模要件が設けられており、要件を満たさない小規模な農地は、農地所有者に営農意思があっても、保全対象とされていない。
- 公共収用等に伴い、又は複数所有者の農地が指定された生産緑地地区で一部所有者の相続等に伴い、生産緑地地区の一部の解除が必要な場合に、残された面積が規模要件を下回ると、生産緑地地区全体が解除されてしまう（道連れ解除）。

## 都市農業振興基本計画（抜粋）

現行制度上、生産緑地地区の指定の対象とされていない $500\text{m}^2$ を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることになった生産緑地地区については、都市農業振興の観点も踏まえ、農地保全を図る意義について検討した上で、必要な対応を行う。

## 小規模でも身近な農地として緑地機能を発揮

都市住民が農家と交流しながら野菜の収穫体験を行うイベントの実施

面積 約 $300\text{m}^2$



## 営農意欲があっても生産緑地地区が解除される事例

買取り申出面積  $1,594\text{m}^2$   
道連れ解除面積  $429\text{m}^2$



公共施設の面積  $222\text{m}^2$   
道連れ解除面積  $284\text{m}^2$



## 改正内容

- 法改正：生産緑地地区の面積要件を条例で $300\text{m}^2$ （政令で規定）まで引下げ可能に。
- 運用改善：併せて、同一又は隣接する街区内に複数の農地がある場合、一団の農地等とみなして指定可能に（ただし、個々の農地はそれぞれ $100\text{m}^2$ 以上）。

※ これらの制度・運用改正を受けた生産緑地も、従前の税制（固定資産税の農地課税・相続税の納税猶予）を適用。